日本海新聞　　令和　3　年　　10月　20日　（水）

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

労災による傷病が治ったあとに受けられる補償

Q 労災によるけがを治療していましたが、このたび治癒（症状固定）となりました。この後に受けられる補償はありますか。また、再び症状が悪化したらどうなりますか。

A 労災保険では、けがなどの傷病が完治に至らなくても、傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態を「治癒（症状固定）」として取り扱います。治癒したときに、身体に一定の後遺障害があり、法令で定められた障害等級に該当する場合は、障害の程度に応じて障害（補償）等給付を支給します。

程度の重い障害等級1～7級は年金として、8～14級は一時金として支給されます。

また、重い後遺障害により介護が必要になった場合は、介護（補償）等給付として、介護に要した費用を一定の範囲で支給します。

決定を受けた労働基準監督署へ請求書を提出してください。

このほかに、特定の傷病に該当する場合、「アフターケア」として1カ月に1回程度の診察、保健指導、検査など一定範囲内の必要な措置を受けることができます。

また、車いすや義肢などの補装具が必要となった場合は、購入や修理にかかった費用の支給を受けることもできます。

いったん治癒の状態となった傷病であっても▽治癒時の状態からみて明らかに悪化した▽悪化の原因が当初の傷病以外によるものではない▽治療によってその症状が改善される見込みがある―場合には「再発」として、再び補償を受けることができます。

詳しくは労働局または管轄の労働基準監督署に尋ねてください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課　電話0857(29)1706